

個別分野の施策

<p>アルコール</p>	<p>飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。「健康日本21」においては、①多量飲酒者の減少、②未成年者の飲酒防止、③節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定している。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多量に飲酒する人の減少             <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール対策担当者講習会の開催                 <p>都道府県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者との健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアルコール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。</p> </li> </ul> </li> <li>2. 未成年者の飲酒防止             <ul style="list-style-type: none"> <li>○未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)                 <p>未成年者の飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する罰則等を規定している。</p> </li> <li>○「未成年者飲酒防止強調月間」(平成13年10月)                 <p>「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間を設け、関係省庁が全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。</p> </li> <li>○未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日3省庁局長連名通知)                 <p>年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売における未成年者飲酒防止に係る取組について、警察庁、国税庁及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。</p> </li> <li>○シンポジウムの開催                 <p>アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催している。</p> </li> </ul> </li> <li>3. 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページを活用した情報提供                 <p>厚生労働省のホームページを利用してアルコールに関する情報を国民に提供している。</p> </li> <li>○「アルコール保健指導マニュアル検討会」報告書(平成14年3月)                 <p>アルコール対策において重要な役割を担う保健指導について、専門家による検討を行い、保健指導を实践する上で必要なアルコールに関する基礎知識等を集積した報告書が取りまとめられた。</p> </li> </ul> </li> <li>4. その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康科学総合研究事業                 <p>国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の飲酒の実態に関する研究、飲酒習慣の改善に関する研究、未成年者飲酒防止に関する研究等健康影響とアルコール対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> </li> <li>○「酒類販売業に関する懇談会」取りまとめ(平成16年12月国税庁)                 <p>酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請への今後のさらなる対応としてどのような施策が考えられるか検討を行い、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」が取りまとめられた。</p> </li> <li>○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置(平成12年4月)                 <p>酒類に係る不当販売の防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会規制の実施について、関係省庁間で連絡協議を行い、関係施策の強化を図り、総合的な取組を推進するため協議会を設置。</p> </li> <li>○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱(平成12年8月)                 <p>未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁において酒類の販売方法や取り締まりの強化等について、施策の徹底を図ることとした。</p> </li> <li>○アルコール教育実践講座((独)国立病院機構久里浜アルコール症センター)                 <p>医師及び看護師等のアルコール関連従事者に対する予防及び診断、治療に関する研修を開催している。</p> </li> </ul> </li> </ol>

## 個別分野の施策

<p>歯の健康</p>	<p>歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかに楽しい生活をすごそうという8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。 目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>歯科分野に関しては、平成12年度から地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020運動推進特別事業やかかりつけ歯科医機能支援事業等を実施しているところである。</p> <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フォーラム8020の開催 シンポジウム等による歯科保健に関する最新の知見、正しい知識等の普及啓発活動を実施。</li> <li>○歯の衛生週間の実施 毎年6月4日から10日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。</li> <li>○全国歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及啓発を目的として実施。</li> <li>○歯科保健に関するパンフレット等の作成・配布(8020運動推進特別事業の活用)</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8020運動推進員(8020サポーター)の育成(8020運動推進特別事業の活用) 地域において8020運動を普及し、住民主体の健康づくり運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。</li> <li>○歯科保健医療に関する研修会の開催(8020運動推進特別事業の活用) 歯科保健医療関係者を対象に、地域歯科保健医療に関する研修会の開催。</li> </ul> <p>【環境整備(基盤整備)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域歯科保健計画の策定(8020運動推進特別事業の活用) 地域における「健康日本21」の目標値達成のためのアクションプラン等の作成。</li> <li>○地域歯科保健データベースの構築(8020運動推進特別事業の活用) 地域における歯科保健情報の提供。</li> </ul> <p>【科学的知見の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科疾患実態調査の実施(6年毎に実施・H17年実施) 国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策を推進するための基礎資料を得るために、全国調査を実施。</li> <li>○フッ化物洗口ガイドラインの作成 う蝕予防の有効な手段としてのフッ化物洗口法の普及を図るため、ガイドラインを作成。</li> </ul> <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究における研究の実施 口腔の状態に起因する各種の疾患や病態を検証し、口腔保健が全身の健康状態に影響を及ぼしている状況の科学的評価を行う口腔保健と全身の健康状態の関係に関する研究やう蝕や歯周疾患の予防技術や治療技術の評価等に関する研究を実施。</li> </ul> <p>【幼児期・学齢期のう蝕予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フッ化物応用(フッ化物歯面塗布・フッ化物洗口・フッ化物配合歯磨剤)の推進</li> <li>○う蝕予防に係る正しい知識等の普及、支援</li> <li>○かかりつけ歯科医機能支援事業の実施</li> </ul> <p>【成人期の歯周病予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯間部清掃用具(デンタル・フロス、歯間ブラシ等)の使用についての指導、普及</li> <li>○歯周病および歯の喪失の原因となる喫煙の健康影響についての知識の普及</li> <li>○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進</li> </ul> <p>【歯の喪失防止(咀嚼機能の維持)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8020運動の推進</li> <li>○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進</li> </ul>

## 個別分野の施策

<p>糖尿病</p>	<p>我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることがある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。</p> <p>また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。</p> <p>「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○糖尿病実態調査の実施 (5年毎に調査を実施。直近:平成14年度)</li> <li>○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～) (栄養・食生活分野の再掲)</li> </ul> <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器疾患等総合研究事業 (糖尿病戦略研究) 糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成17年度から5か年計画で実施する。</li> <li>・健康科学総合研究事業 糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。</li> <li>・医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン) 糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイドラインを作成している。</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 糖尿病に関する知識の普及啓発(一次予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○糖尿病予防のための栄養・運動指導マニュアル(仮称)の策定(平成17年度) 国民一人ひとりの食生活や運動に関する行動変容を支援し、生活習慣改善の実践に繋がるよう効果的な栄養・運動指導を実施するために、最新の科学的根拠及び効果的な指導方法を整理するとともに、糖尿病予防に重点を置いた栄養・運動指導マニュアルを作成し、普及啓発を実施する。</li> <li>○栄養・食生活に関する普及啓発(栄養・食生活分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人の食事摂取基準の策定</li> <li>・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定)</li> <li>・「食事バランスガイド」の普及啓発</li> <li>・食生活改善推進員による普及啓発</li> <li>・食生活改善普及月間(毎年10月)</li> <li>・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月)</li> </ul> </li> <li>○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発(身体活動・運動分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動所要量及び運動指針の改定(平成17年度)</li> </ul> </li> <li>○健康増進施設の認定(身体活動・運動分野の再掲)</li> <li>○生活習慣病予防週間(毎年2月1日～7日) 生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることから、自らの生活習慣を見直すきっかけ(行動変容)となることを目的として実施している。</li> </ul>

<p>施策の概要</p>	<p>3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○老人保健事業による一般健診及び事後指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1cを取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。</li> </ul> </li> <li>○国保ヘルスアップモデル事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1カ所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考)</p> <p>関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。</p> <p>また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。</p>
--------------	---

## 個別分野の施策

<p>循環器病</p>	<p>脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患は、我が国の死亡原因の第2位及び第3位であり、全体の約3割を占めている。循環器系疾患については、後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっており、特に脳卒中は、「寝たきり」の主要な要因となる等、循環器病の罹患率及び死亡率の改善が一層重要である。</p> <p>「健康日本21」では、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中対策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 科学的根拠に基づく循環器疾患対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環器疾患基礎調査の実施             <p>我が国における心臓病、脳卒中等の成人の循環器疾患及び危険因子に関して、その現状を把握し、今後の循環器疾患対策の検討に資することを目的として実施している。 (10年毎に調査を実施。直近：平成12年度)</p> </li> <li>○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～) (栄養・食生活分野の再掲)</li> </ul> <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器疾患等総合研究事業                 <p>心疾患、脳血管疾患、それらの背景疾患である糖尿病、高血圧、高脂血症等の分野について、多くの研究者・研究施設の参加の下、最善かつ標準的な医療技術の確立を目指した大規模な臨床研究を実施している。</p> </li> <li>・健康科学総合研究事業                 <p>心疾患、脳血管疾患をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。</p> </li> </ul> </li> <li>○循環器病診療施設情報ネットワークの構築                 <p>全国の研究・診療レベルの施設・地域間の格差是正を目指すため、循環器病の各種データベースを構築し、「循環器病診療施設総合支援システム」を国立循環器病センターと都道府県にある地方中核循環器病センターとをネットワーク化している。</p> </li> </ul> <p>2. 循環器疾患対策に関する知識の普及啓発(一次予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○脳卒中対策に関する検討会中間報告書(平成11年9月)             <p>脳卒中は我が国の主要な死因であるとともに、後遺症を残したり、寝たきりの約4割を占めるなど、社会的影響の極めて大きな疾患であり、本検討会においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①脳卒中中の予防対策の強化</li> <li>②脳卒中急性期医療の充実</li> <li>③リハビリテーションの充実</li> </ol> <p>という3つの観点から総合的な脳卒中対策を検討した。</p> </li> <li>(栄養・食生活分野)             <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養・食生活に関する普及啓発(栄養・食生活分野の再掲)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人の食事摂取基準の策定</li> <li>・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定)</li> <li>・「食事バランスガイド」の普及啓発</li> <li>・食生活改善推進員による普及啓発</li> <li>・食生活改善普及月間(毎年10月)</li> <li>・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(身体活動・運動分野)             <ul style="list-style-type: none"> <li>○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発(身体活動・運動分野の再掲)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動所要量及び運動指針の改定(平成17年度)</li> </ul> </li> <li>○健康増進施設の認定(身体活動・運動分野の再掲)</li> </ul> </li> </ul>

施策の概要

(たばこ分野)

- 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(たばこ分野の再掲)
- 未成年者の喫煙防止(たばこ分野の再掲)
- 公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及(たばこ分野の再掲)
- 禁煙支援プログラムの普及(たばこ分野の再掲)

(アルコール分野)

- 多量飲酒者の減少(アルコール分野の再掲)
- 未成年者の飲酒防止(アルコール分野の再掲)
- 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及(アルコール分野の再掲)

3. 循環器疾患の早期発見(二次予防)及び重症化の予防

○老人保健事業による一般健診及び事後指導

医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に循環器等についての検査項目が含まれており、健康教育については、個別健康教育のなかで、高血圧、高脂血症等の個別健康教育を実施している。

○介護予防・地域支え合い事業

在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村において地域の実情に応じ、介護予防等事業、高齢者等の生活支援事業及び家族介護支援事業等を行っており、また、都道府県・指定都市においても寝たきり予防対策の普及啓発事業等を実施している。(平成17年6月の介護保険法の改正により、平成18年度から地域支援事業として再編される。)

○国保ヘルスアップモデル事業

循環器疾患等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1カ所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。

○CCU(心疾患の集中治療)、SCU(脳卒中の集中治療)専用病室(施設・設備)整備事業

心臓病及び脳卒中に対する救急医療体制の充実を図るため、救命救急センター及び二次救急医療施設において、CCU専用医療機器・専用病室及びSCU専用医療機器・専用病室を整備している。

○ドクターヘリ導入促進事業

救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに整備している。

個別分野の施策

<p>がん</p>	<p>がんは、昭和56年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間30万人の方が亡くなっている。これに対応するためには、生活習慣の改善による予防の取組が重要である。これまで、昭和59年度から3次にわたるがん戦略事業を推進しており、昭和59年度から平成5年度までを「対がん10か年総合戦略」、平成6年度から15年度までを「がん克服新10か年戦略」として研究に重点を置いた取組を実施してきた。この取組によりがんの診断・治療技術は進歩しているが、今後にはがん検診による早期発見・早期治療など予防に向けた取組が一層重要となっている。厚生労働省においては、がん対策を強力に推進するべく、平成16年度からがんの罹患率と死亡率の激減を目指して「第3次対がん10か年総合戦略」を推進しているところである。</p> <p>「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生存率の20%改善を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. がん研究の推進</p> <p>(1)「対がん10か年総合戦略」(昭和59年度～平成5年度)</p> <p>がんの本態解明を推進するため、重点研究課題を設定し研究を進め、これまで不明であった数々の発がん機構の解明がなされ、本態解明に迫る成果をあげた。</p> <p>(主な成果) ・遺伝子の傷を効率よく調べる方法の開発          ・がん研究の成果に基づき「がん予防の12か条」を策定          ・胃カメラや腹腔鏡など内視鏡を用いた診断・治療法の開発</p> <p>(2)「がん克服新10か年戦略」(平成6年度～平成15年度)</p> <p>がんの本態解明からがん克服へという戦略の目標達成に向けて重点研究課題の研究に取り組むとともに研究支援事業を進め、更なるがんの本態解明、各種がんの早期発見法の確立、標準的な治療法の確立等診断・治療技術は目覚ましい進歩を遂げた。</p> <p>(主な成果) ・発がんや転移に関わっているがん関連遺伝子の発見          ・肺がんや乳がんに関与しているかを血液で調べる方法の開発          ・ヘリカルCTを用いた肺がんの早期発見          ・口腔がん、直腸がん、膀胱がんなどで体に負担の少ない縮小手術の実現</p> <p>(3)「第3次対がん10か年総合戦略」(平成16年度～平成25年度)</p> <p>これまでの20年にわたる戦略の推進の結果、胃がん、子宮がんによる死亡率は低下し、胃がんなどの生存率は向上したが、一方で、国民の生活習慣の変化その他により大腸がん等の欧米型のがんは増加を続けている。</p> <p>このため、第3次対がん10か年総合戦略では、がんの罹患率と死亡率の激減を新たな戦略目標とし、更なるがんの本態解明、基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用するトランスレーショナルリサーチの推進、予防・診断・治療法の開発及びがんの実態把握とがん情報・診断技術の発信・普及についての研究を重点的に推進している。</p> <p>・第3次対がん総合戦略研究事業          更なるがんの本態解明を進めるとともに、その成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチの推進、革新的な予防、診断、治療法の開発及び根拠に基づく医療の推進を図るための質の高い大規模な臨床研究を実施している。</p> <p>・医療技術評価総合研究事業(EBMの手法に基づく診療ガイドライン)</p> <p>2. がん予防の推進</p> <p>○「第3次対がん10か年総合戦略」</p> <p>がんによる罹患率を減少させるためには、がん予防の研究成果に基づき、国民の生活習慣等の行動変容、有効ながん検診の拡充等を図っていくことが必要であり、このため、がんの有効な予防法を確立するとともに、がん予防に関する知識を広く国民に周知し、さらに最新の研究成果に基づきがん検診の効果を高めていくこととしている。</p> <p>・国立がんセンターがん予防・検診研究センターにおける検診事業等の推進          ・マンモグラフィの緊急整備事業の実施(平成17年度から)</p> <p>(たばこ分野)</p> <p>○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及(たばこ分野の再掲)          ○未成年者の喫煙防止(たばこ分野の再掲)          ○公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及(たばこ分野の再掲)          ○禁煙支援プログラムの普及(たばこ分野の再掲)</p>

(栄養・食生活分野)

- 栄養・食生活に関する知識の普及啓発(栄養・食生活分野の再掲)
  - ・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定)
  - ・「食事バランスガイド」の普及啓発
  - ・食生活改善推進員による普及啓発
  - ・食生活改善普及月間(毎年10月)
  - ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月)

(アルコール分野)

- 多量飲酒者の減少(アルコール分野の再掲)
- 未成年者の飲酒防止(アルコール分野の再掲)
- 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及(アルコール分野に別掲)

(がん検診)

- 市町村が実施するがん検診事業  
老人保健事業におけるがん検診は、平成10年度から市町村の事業として実施しており、適切ながん検診を実施していくための指針を各自治体等に示している。  
平成14年度の地域保健・老人保健事業報告によると受診率は、胃がんで13.0%、子宮がんで14.6%、肺がんで22.8%、乳がんで12.4%、大腸がんで17.1%となっている。
- がん検診に関する検討会  
市町村において実施されているがん検診について、平成15年12月に老健局長の私的検討会である「がん検診に関する検討会」が設置され個々のがん検診についての検討が進められている。平成16年3月には、乳がん及び子宮がん検診の見直しについて中間報告がまとめられ、その報告に基づき指針が見直されたほか、広く普及啓発事業を実施している。また、現在は、大腸がん検診について検討が行われている。

3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備

- 「第3次対がん10か年総合戦略」  
国立がんセンター等のがん研究・治療の中核的拠点機能の強化、がん医療の「均てん化」等を強力に進めること等により全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がんの治療率が向上するとともに、がん患者の生活の質(QOL)が向上する社会を目指す。
- ・がん登録制度の推進  
がん対策を推進する上で重要な基礎となるがん登録制度について、現在、その標準化と精度の向上を目指した取組を研究事業により実施している。
- ・がん診療施設情報ネットワーク事業  
全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、平成6年度から、医療機関(国立がんセンター、地方中核がんセンター)との間で診療情報等のネットワークの構築を図り、通常のメディカルカンファレンスをはじめ、病理診断・画像診断など数多くの症例検討会等を実施している。
- ・地域がん診療拠点病院制度  
質の高いがん医療の全国的な均てん化を目的として、平成13年度から、2次医療圏に1カ所程度を目安に地域がん診療拠点病院の指定を行っており、現在135カ所の医療機関を指定している。同病院に対しては、わが国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)につき、地域の医療機関との連携を図り、質の高いがん医療が提供できるよう、研修の実施、院内がん登録の整備、がん情報の提供等必要な機能を求めている。  
また、地域がん診療拠点病院制度については、後述の「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書の提言に基づき、平成17年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」を立ち上げ、地域がん診療拠点病院の機能的役割分担や指定要件の見直し等について検討が行われたところである。今後は、この検討会での意見を踏まえ、指定要件の見直しを行い、地域がん診療拠点病院の指定を促進していくこととしている。
- 「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」  
第3次対がん10か年総合戦略及び健康フロンティア戦略においても重要な課題であるがん医療の「均てん化」については、平成16年9月に厚生労働大臣の懇談会として検討会を立ち上げ、
  - ①がん専門医等の育成
  - ②各がん専門医療機関の役割分担
  - ③地域がん診療拠点病院制度のあり方等について検討が行われ、本年4月に報告書が取りまとめられた。

施策の概要



施策の概要

○がん対策推進本部の設置

今後のがん対策を推進するにあたり、発症予防、検診、治療、緩和ケアなどのがんの病態(ステージ)に応じた部局横断的な連携による、患者本位の総合的ながん対策を実施していく必要があるため、平成17年5月に厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部が設置された。

## 健康フロンティア戦略の推進

<p>戦略の概要</p>	<p>我が国は超高齢化社会への道を歩みつつあり、10年後の平成27年(2015年)には高齢者数が3,300万人に達することが予測されている。その中で、我が国が今後目指すべき方向は、単なる長寿ではなく、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動できる「明るく活力のある社会」の構築である。本戦略は、こうした趣旨に基づき、国民の「健康寿命(健康で自立して暮らすことができる期間)」を伸ばすことを基本目標に置き、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の2つのアプローチにより政策を展開する。</p>
<p>平成17年度行政施策の考え方</p>	<p>平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて生活習慣病対策等について本格実施していくこととし、平成17年度は、この戦略の初年度であることから、介護保険制度の見直しに併せて、ソフト・ハード両面にわたる基盤整備を重点的に行う。</p>
<p>施策概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「働き盛りの健康安心プラン」による生活習慣病対策等の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人の行う「健康づくり」の支援                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ITを活用した健康づくりの支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的知見に基づく正しい情報による自己学習ができるプログラムを開発</li> <li>・保健師等の専門家の個別支援が受けれる双方向対話プログラムを開発</li> </ul> </li> <li>② 健康づくりの「場」と「機会」の提供                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の健康づくりに資するウォーキング等の運動指針の策定普及</li> <li>・都道府県栄養士会と連携して飲食店におけるヘルシーメニューの提供を促進</li> <li>・公衆浴場を活用した健康づくりを推進</li> </ul> </li> <li>③ 身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康日本21」の中間評価を実施し、1次予防に係る施策の見直し・重点化</li> <li>・地域・職域の連携体制の整備</li> <li>・保険者による保健事業の共同実施体制の整備</li> <li>・受動喫煙・未成年者の禁煙等たばこ対策の実施体制の強化</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>(2) 健診データに基づく継続的な健康指導                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有効性の高い健康診査の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の科学的知見に基づき、各年齢層に応じた健診項目の重点化</li> <li>・健診の精度管理、健診データの判定基準等の研究を行い、その有効性を評価検証</li> </ul> </li> <li>○ 効果的な保健指導の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアルの策定普及</li> <li>・禁煙支援マニュアルの策定普及</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(3) 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民の救命参加で「時間の壁」に立ち向かうための自動対外式除細動器の普及</li> <li>○ 地域がん診療拠点病院機能強化事業の推進</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2. 「女性のがん緊急対策」による女性の健康支援の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>① マンモグラフィーの緊急整備</li> <li>② 女性特有の疾患等の診療や研究等の健康支援情報の提供システムを構築</li> </ol> </li> <li>3. 「健康寿命を延ばす科学技術の振興」             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 循環器疾患等の研究の推進</li> <li>② 第3次がん10か年総合戦略における研究の推進</li> <li>③ うつ病を中心としたこころの健康問題への取組の推進</li> </ol> </li> </ol>